**新型コロナウイルス感染症対策として**

**応急的に設置される医療施設等の取扱いについて**

令和2年6月24日

茨木市都市整備部審査指導課

新型コロナウイルス感染症への対策として、応急的に設置される臨時の医療施設等の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）上の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご留意ください。

記

1. 概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築基準法 | 第85条第1項、第87条の3第1項 | 第85条第2項、第87条の3第2項 |
| 対象建築物 | 特定都道府県知事が設置する臨時の医療施設  緊急事態宣言の延長の日（令和2年5月7日）から1か月以内に建築工事又は用途変更に着手するものに限る | 公益上必要な**医療施設等**※ |
| 適用地域 | 防火地域外 | 除外地域なし |
| 使用可能期間 | 3か月以内  3か月を超えて存続させる場合は、許可申請が必要（２年以内の存続期間で許可）　　　（法第85条第3項、法第87条の３第3項）【手数料無料】 | |

※**医療施設等**とは、医療施設（新型コロナウイルス感染症の患者等に対する医療の提供等を行うための施設をいう。）、療養施設（軽症者等が療養を行うための施設をいう。）、検査施設（PCR等検査を行うための施設をいう。）、保管施設（感染防止、医療提供体制の確保のため必要な医療物資の保管等を行うための施設をいう。）等をいう。

1. 法第85条第３項、第87条の3第３項の許可申請図書【正・副　2部】

＊法施行規則第44号様式

＊添付図書（明示すべき事項等については、茨木市建築基準法施行細則第5条による）

付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、地盤面算定表、敷地面積求積図、建築面積求積図、その他市長が必要と認める図書又は図面

＊法適合チェックリスト（別紙様式）

※法第6条第1項第四号に掲げる建築物以外の建築物の場合、安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて、別途、検討等が必要になる場合があるため、事前にご相談ください。

1. 留意事項

＊仮設建築物の存続期間中、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとしてください。

＊3か月を超えて存続させる可能性のある仮設建築物については、建築士による設計及び工事監理を行っていただくよう、お願いいたします。

＊3か月を超えて存続させる可能性のある仮設建築物については、工事着工前に内容について、茨木市都市整備部審査指導課までご相談いただきますよう、お願いいたします。